



Topics

2/15

愛労連連続憲法講座の第1回目を開催。法政大学の上西教授がリモートで出演し、労働者の権利について講演



2/19

コロナなんでも相談は、マスコミの取材・報道もあり電話が鳴り止まなかった。愛知会場では92件に対応



2/19

反貧困ネットあいち「コロナ禍の女性の貧困」シンポジウム。竹信三恵子さんの講演や各分野からも報告があった



2/28-3/1

3・1ビキニデーがオンラインで開催。ロシアのウクライナ侵略への抗議も含め、改めて核兵器の廃絶が訴えられた

みんなのとりくみ お寄せください

単産・単組や地域でのとりくみを写真（デジタルでも可）と簡単な文書でお寄せください。しめきりは毎月4日までに愛労連事務局必着。

詳しくは…

TEL 052-871-5433（小松）まで
E-mail post@airoren.gr.jp

人権と民主主義を守ろう
日本国民救援会 豊田みよし支部

国民救援会豊田・みよし支部総会内での報告集会。被災者の遺族の方も参加し、支援への感謝を伝える

1月27日、パワーハラスメントについて、トヨタ自動車労働者の自死事件について、トヨタ自動車と遺族の間で和解が成立しました。2月27日には訴訟や和解協議の一連を担当した梅村浩司弁護士による報告集会が豊田市内でございました。

トヨタ自動車で働いていた技術者が、過重・過密な労働に従事する中で、パワーハラスメントを受け、うつ病を発症し2010年1月に自死しました。遺族は労災認定を求め、豊田労働基準監督署に労災認定申請しました

1月27日、パワーハラスメントについて、トヨタ自動車労働者の自死事件について、トヨタ自動車と遺族の間で和解が成立しました。2月27日には訴訟や和解協議の一連を担当した梅村浩司弁護士による報告集会が豊田市内でございました。

トヨタ自動車で働いていた技術者が、過重・過密な労働に従事する中で、パワーハラスメントを受け、うつ病を発症し2010年1月に自死しました。遺族は労災認定を求め、豊田労働基準監督署に労災認定申請しました

が、2012年10月に労災

不認定の決定。この決定に

対し、遺族は2015年7

月に決定の取消を求める取

消訴訟を名古屋地裁に提訴

対しても安配慮義務違反

等での損害賠償を求め、名

古屋地裁に提訴しました。

2020年7月には取消

訴訟に関して、名古屋地裁

で敗訴判決が出されたもの

の、2021年9月には、

名古屋高裁で逆転勝訴判決

が出され、労災認定が確定

しました。

この高裁判決後、損害賠

償請求訴訟については、ト

ヨタ自動車から訴訟外での

和解の申し出があり、4回

の協議を重ね、2022年

1月27日に全面的な和解が

成立しました。和解の成立

を受け、翌1月28日に損害

倍請求訴訟は取り下げて

います。

和解成立後には、豊田章

男社長が遺族に謝罪してい

ます。

今回の高裁判決、そして

和解の意義について、事件

を担当した梅村弁護士は次

の様に話します。

被災者は、パワーハラス

メントの意味について、労働組合に相談したら

と勧める妻に、「それだけ

はだめだ。首になる」と言

っています。その発言は、

本来、職場環境を良くして

いかなければならぬはず

と勧める妻に、「それだけ

はだめだ。首になる」と言

っています。その発言は、

本来、職場環境

